

平成 28 年 10 月 28 日

## 福井県「核燃料税」の更新

福井県から協議のあった法定外普通税の更新について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

更新後の福井県核燃料税の概要は以下のとおりです。

課税団体	福井県
税目名	核燃料税（法定外普通税）
課税客体	①価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 ②出力割：発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業 ③搬出促進割：発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵
課税標準	①価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 ②出力割：発電用原子炉の熱出力 ③搬出促進割：発電用原子炉施設に5年を超えて貯蔵されている使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	①価額割：100分の8.5 ②出力割：183,000円／千kw／年（廃止措置中は2分の1） ③搬出促進割：1,000円／kg／年
徴収方法	申告納付
収入見込額	（初年度）1,477百万円 （平年度）14,317百万円
非課税事項	—
徴税費用見込額	—
課税を行う期間	5年間（平成28年11月10日～平成33年11月9日）

- ・平成28年6月24日 福井県議会にて条例案可決
- ・平成28年7月14日 総務大臣協議
- ・平成28年10月28日 総務大臣同意
- ・平成28年11月10日 条例施行（予定）

担当：自治税務局企画課  
滝税務企画官、濱田  
直通 03-5253-5658 FAX03-5253-5659